

# 経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 高宮 正行

議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

## 建設課所管分

議案第12号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」

議案第17号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

議案第21号「平成29年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の内容は。」との質疑があり、建設

課長から、「内容は、住宅の建築、購入、借入金利子、土地の取得等に伴う経費として補助するものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「鹿北菊地赤水線改修促進期成会に対する要望内容は。」との質疑があり、課長から、「区間は、山鹿市から菊池赤水線、国道57号までを指します。阿蘇市は赤水の歩道整備を要望しています。」との答弁がありました。

## 住環境課所管分



阿蘇市一の宮町中央駐車場

議案第12号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」

委員より、「今回の改正は、指定管理先の収支に合わせて値上げするものか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「来訪者の方々の神社周辺の滞在時間の延長を図るということが一番の大きな目的であります。指定管理先の職員賃金を削減して運営している正は、若干の補てんも併せて行うものです。」との答弁がありました。

委員より、「下水道使用料が209万9,000円減額補正となつた理由は。」との質疑があり、住環境課長から、「昨年は、災害復旧を優先するため、通常の下水道普及事業を行っておらず、增收へと繋がらなかつたこと。また、近年、新築される住宅の多くが節水型の住宅設備等を設置されることも相まって、今回、減額したものです。」との答弁がありました。

委員より、「本補正是支出の増額のみ計上してあるが、純利益には影響しないのか。」との質疑があり、水道課長補佐より、「本公司業会計では、支出が増える際の収入分については、補正計上しない形を取っています。が、支出増分の収益は十分に見込んでいます。」との答弁がありました。

また、委員より、「道路を簡易的に補修する箇所については、交通量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要となるが。」との質疑があるが。」との質疑があり、課長から、「昨今の業者不足等の状況もあり、緊急に局部的な簡易補修となっています。」との答弁がありました。

また、委員より、「今回、計上された道路維持工事の予定は。」との質疑があり、課長から、「以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「審議会において、阿蘇市全体の用途区域等を審議

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より、「下水道使用料が209万9,000円減額補正となつた理由は。」との質疑があり、住環境課長から、「内容は、住宅の建築、購入、借入金利子、土地の取得等に伴う経費として補助するものです。」との答弁がありました。

委員より、「本補正是支出の増額のみ計上してあるが、純利益には影響しないのか。」との質疑があり、水道課長補佐より、「本公司業会計では、支出が増える際の収入分については、補正計上しない形を取っています。が、支出増分の収益は十分に見込んでいます。」との答弁がありました。

また、委員より、「道路を簡易的に補修する箇所については、交通量も多い道路も見られ、根本的な整備が必要となるが。」との質疑があり、課長から、「昨今の業者不足等の状況もあり、緊急に局部的な簡易補修となっています。」との答弁がありました。

また、委員より、「今回、計上された道路維持工事の予定は。」との質疑があり、課長から、「以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

することは出来ないか。」という質疑があり、**課長**から、「審議会は、都市計画区域に関する部分を審議するものであります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「被災宅地復旧支援事

業補助金（復興基金分）の対象は。」との質疑があり、**課長**から、「家を再建するための質疑があり、**課長**から、「蘇美基本納付金283万円と、はな阿蘇美バックヤード修繕工事費用ではなく、地盤沈下や液状化等で発生した宅地や崩壊した擁壁等の復旧に対する経費が対象になります。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「以前の指定管理先の納付金については未納となっています。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「神楽苑トイレ改修工事（復興基金）の工事内容を。」との質疑があり、**商工物産係長**から、「指定管理者の募集要項の中に、これまで雇用されていた方についても極力雇用していた」という条件を明記

4器を洋式便器に変える予定です。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「堆肥舎施設復旧工事について、火災の原因者に負担金が生じると公的な施設に対しても、何らかの権利が発生するものと考えられるが。」との質疑があり、**農政課長**から、「費用負担とも相談し、慎重に内容を詰めて参ります。」との答弁がありました。

作目になります。」との答弁がありました。

## 農政課所管分

「被災農業者生活支援事業費補助金の内容は。」との質疑があり、**課長**から、「平成23年度から制度化されたものであります。ハードルの高い有機JASの認定を受けられた無農薬栽培農家や組織の取り組みに対し、10a当たり8,000円交

付され、補助の内訳が、国が2分の1、県・市がそれぞれ4分の1で、今回、8組織を対象に、水稲45ha、大豆30haが対象

の納付金については、

212号、265号線等の道路に固定した機械を設置して、車の騒音を計測するような調査を経て、結果を国に報告するものです。」との答弁がありました。

また、**委員**より、「以前、雇用されていた方は、継続雇用していただけるのか。」との質疑があり、**課長**から、「指定管理者の募集要項の中に、これまで雇用されていた方についても極力雇用していた」という条件を明記

4器を洋式便器に変える予定です。」との答弁がありました。

また、**委員**より、「環境保全型農業直接支払事業費補助金の内容は。」との質疑があり、**課長**から、「平成23年度から制度化されたものであります。ハードルの高い有機JASの認定を受けられた無農薬栽培農家や組織の取り組みに対し、10a当たり8,000円交

付され、補助の内訳が、一部に対し、10a当たり2万2,000円を助成する事業です。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「具体的には国道57号、



神楽苑のトイレ

「農産物等提供品とあ  
か牛オーナー制度事業  
補助金の違いは。」との  
質疑があり、課長から、  
「あか牛オーナーに対  
する農産物等提供品制  
度は、オーナー側へのメ  
リットを高めるために  
行う事業で、併せて  
オーナー加入促進も含  
めて実施するものです。  
オーナーになられます  
と1人当たり3,000  
円の商品券をお配り  
し、管内の直売所、道  
の駅等で購入していく  
だくことが条件になり  
ます。あか牛オーナー  
制度事業補助金は、あ  
か牛畜産農家を支援す  
るための助成金です。」  
との答弁がありました。

觀光課所管分

委員より、「阿蘇ジオパーク事業の内容説明を。」との質疑があり、**観光課長補佐**から、「ジオパーク事業は、概ね2,000万円の事業費で運営されており、その約半分が3名の専属スタッ

A black and white photograph showing a modern architectural complex. In the foreground, there is a low wall with a sign that reads "Kure Mountain bike Park" and "呉 MTBパーク". The complex features several buildings, including a two-story structure with large windows and a lower building with a gabled roof. A tall pole with a cross or flag is visible behind the buildings. The area appears to be a mix of residential and commercial spaces.

## 阿蘇マウンテンバイクコース

「阿蘇市『草・觀・然』活性化事業について、新規の認定者を増やすより、これまで認定された方々のPR等を強化した方が良いのでは。」等の意見がありました。

## 議案第34号「平成30年度阿蘇市水道事業会計予算について」

委員より、「営業外収益を大きく占める長期前受金戻入の内容は。」との質疑があり、水道課長補佐から、「公営企業会計に関する長期前受金戻入は、平成26年度の法改正により、合併から平成29年までの、みなし償却していた国庫補助金、工事負担金等を減価償却するため、当該年度の減価償却分について収益化するものであります。が、実際に現金が動くものではありません。」との答弁がありました。

また、委員より、「平成30年度の工事予定箇所について、その他の工事に関連して行うものがあるが、これは水管の更新等も把握し、部分的に実施するの

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

オーナーになられますと1人当たり3,000円の商品券をお配りし、管内の直売所、道の駅等で購入していただくことが条件になります。あか牛オーナー制度事業補助金は、あか牛畜産農家を支援するための助成金です。」との答弁がありました。

「農産物等提供品とあ  
か牛オーナー制度事業  
補助金の違いは。」との  
質疑があり、**課長**から、  
「あか牛オーナーに対  
する農産物等提供品制  
度は、オーナー側へのメ  
リットを高めるために  
行う事業で、併せて  
オーナー加入促進も含  
めて実施するものです。」

フの人件費で、事業とし  
ては、普及啓発のための  
冊子作成、看板整備、小  
中高への教育活動等が  
行われています。ジオ  
パーク活動は4年に1度  
再認定審査を受けなけ  
ればなりませんが、昨年、  
国内の審査で条件付き  
再認定という結果とな  
り、先般、日本委員会に

「内牧に整備したコギダスマTBパークについて、今後の計画はどのようを考えているのか。」との質疑があり、

阿蘇マウンテンバイクコース

育園や幼稚園で、自転車教室を定期的に実施する等し、サイクリングのまちづくりを図つて参りたいと考えています。」との答弁があり、委員より、「事業を進めるに当たつては、パーク内で事故等発生した際の、十分な対策の検討を。」との意見がありました。

また、別の委員より、東阿蘇観光開発株式会社に関する損失補償契約補償金の現在残高は。」との質疑があり、観光企画係長から、「平成37年までが償還期間で平成29年度末現在で1億5,969万1,000円となつております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市『草・観・然』活性化事業について、新規の認定者を増やすより、これまで認定された方々のPR等を強化した方が良いのでは。」等の意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案

議案第34号「平成30年度阿蘇市水道事業会計予算について」

「課長から、「管の更新を踏まえたものではなく、道路改良工事の影響で部分的に布設替えを行うものであります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「給水管の漏水事故が多発している地区があるが。」との質疑があり、課長補佐から、「水道本管については、ほぼ布設替工事を終えていますが、それ以外の枝管や給水管等の老朽した水道管については、平成30年度以降、有収率が上がるよう改修計画を策定し布設替工事を推進して参ります。」との答弁がありました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。